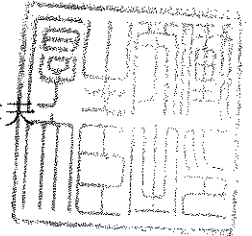


厚生労働省発食安0419第3号
平成23年4月19日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



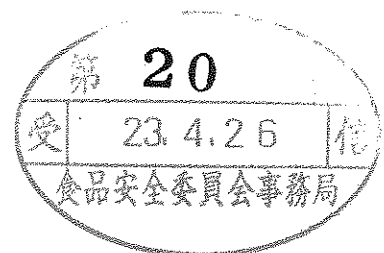
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

カンタキサンチン

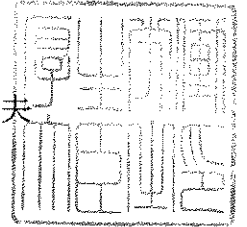




厚生労働省発食安0419第4号
平成23年4月19日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

酸性リン酸アルミニウムナトリウム



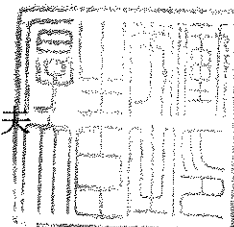


厚生労働省発食安0419第5号
平成23年4月19日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

酢酸カルシウム



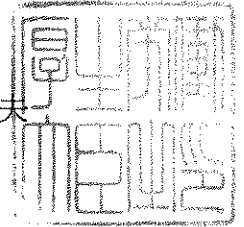
大

厚生労働省発食安0419第6号
平成23年4月19日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



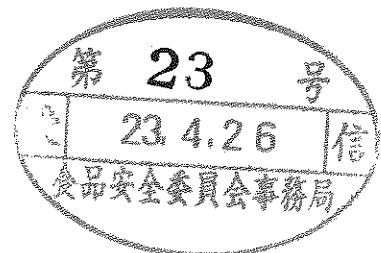
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

酸化カルシウム





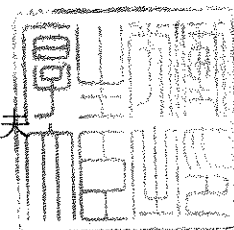
厚生労働省発食安0419第8号

平成23年4月19日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



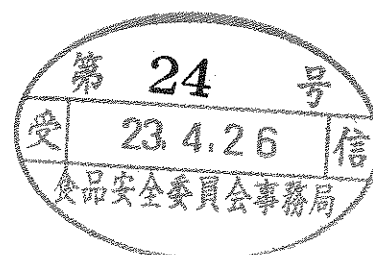
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

クエン酸三エチル



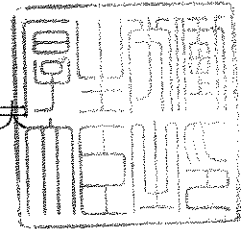


厚生労働省発食安0419第9号
平成23年4月19日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



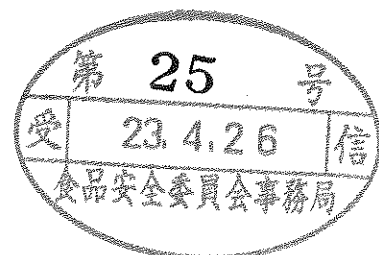
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる添加物の規格基準を設定すること。

イソプロパノール



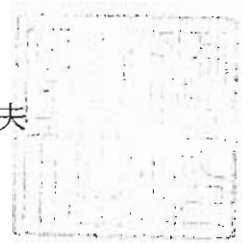
厚生労働省発食安0421第1号

平成23年4月21日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品健康影響評価について

フルジオキシニルについては、農薬に関して食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625006号により、食品添加物に関して同条第1項の規定に基づき平成20年11月20日付け厚生労働省発食安第1120003号により、貴委員会に対し同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について依頼し、平成21年7月16日付け府食第682号により結果について通知されました。しかしながら、その後、フルジオキシニルを用いた遺伝毒性試験で陽性の結果が海外で報告されたことが判明したことから、国立医薬品食品衛生研究所に依頼し改めて遺伝毒性試験を実施したところ、陰性との報告を受けたことから、当該海外での報告及び今回実施した遺伝毒性試験の結果の取扱いについて、同法第24条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



厚生労働省発食安0322第6号

平成23年3月22日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

シメコナゾール





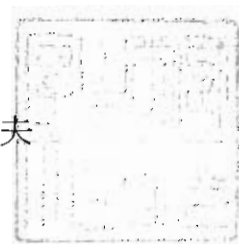
厚生労働省発食安0322第7号

平成23年3月22日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

シラフルオフエン





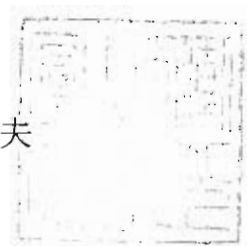
厚生労働省発食安0322第8号

平成23年3月22日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

ピラフルフェンエチル





厚生労働省発食安0322第9号

平成23年3月22日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

プロピザミド



厚生労働省発食安0322第10号

平成 23 年 3 月 22 日

食品安全委員会

委員長 小 泉 直 子 殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

メタフルミゾン



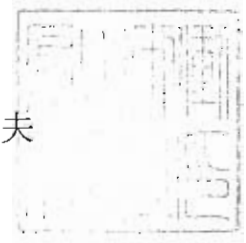
厚生労働省発食安0322第11号

平成 23 年 3 月 22 日

食品安全委員会

委員長 小 泉 直 子 殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

レピメクチン



厚生労働省発食安0322第12号

平成 23 年 3 月 22 日

食品安全委員会

委員長 小 泉 直 子 殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

キノメチオナート





厚生労働省発食安0322第13号

平成 2 3 年 3 月 2 2 日

食品安全委員会

委員長 小 泉 直 子 殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

エタメツルフロンメチル





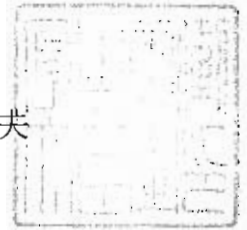
厚生労働省発食安0322第15号

平成 23 年 3 月 22 日

食品安全委員会

委員長 小 泉 直 子 殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

ジスルホトン



厚生労働省発食安0322第17号

平成 2 3 年 3 月 2 2 日

食品安全委員会

委員長 小 泉 直 子 殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

プロパジン





厚生労働省発食安0322第18号

平成 23 年 3 月 22 日

食品安全委員会

委員長 小 泉 直 子 殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること。

ジミナゼン





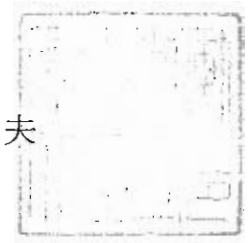
厚生労働省発食安0322第19号

平成 23 年 3 月 22 日

食品安全委員会

委員長 小 泉 直 子 殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

プロモキシニル



厚生労働省発食安0322第20号

平成 2 3 年 3 月 2 2 日

食品安全委員会

委員長 小 泉 直 子 殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

マラチオン

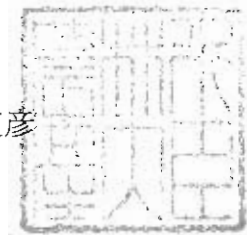




23消安第657号
平成23年4月25日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の残留基準を設定すること

1. ブロモキシニル
2. マラチオン



食品健康影響評価の審議状況

(平成23年4月27日現在)

区分	要請件数	うち 23年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 23年度分	意見 募集中	審議中
添加物	126	10	0	126	104	1	1	21
農薬	672	16	0	672	354	3	9	309
うちポジティブリスト関係	274	7	0	274	129	0	3	142
うち清涼飲料水	93	0	0	93	24	0	0	69
うち飼料中の残留農薬基準	18	2	0	18	2	0	0	16
動物用医薬品	295	1	0	295	267	3	0	28
うちポジティブリスト関係	72	1	0	72	46	1	0	26
化学物質・汚染物質	57	0	2	59	39	0	0	20
うち清涼飲料水	48	0	0	48	30	0	0	18
器具・容器包装	13	0	0	13	4	0	0	9
微生物・ウイルス	4	0	1	5	5	0	0	0
プリオン	11	0	2	13	19	0	0	2
かび毒・自然毒等	6	0	2	8	6	0	0	3
遺伝子組換え食品等	133	1	0	133	111	1	1	21
新開発食品	70	0	1	71	64	1	2	5
肥料・飼料等	134	0	0	134	38	0	2	94
うちポジティブリスト関係	80	0	0	80	12	0	0	68
担当専門調査会未定 ^(注6)	0	0	1	1	0	0	0	1
肥飼料・微生物合同	1	0	0	1	1	0	0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1	0	0	1	0	0	0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1	0	0	1	1	0	0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1	0	0	1	0	0	0	1
その他	1	0	0	1	0	0	0	1
合計	1,526	28	8	1,535	1,013	9	15	515

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分終了)。
5 自ら評価案件「デオキシニバレンール及びニバレンール」について、評価終了欄には「デオキシニバレンール」、「ニバレンール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」1件分は、まず情報収集から始めることとされたため現在、担当専門調査会が未定となっている。
7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
8 その他欄については、「放射性物質について指標値を定めること」に関して緊急時の対応として食品安全委員会に専門委員及び専門参考人の加えて検討結果を取りまとめた。今後も継続して食品健康影響評価を行う。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成23年4月27日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬84物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/ 7/ 2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)、・ アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)〈耐性菌関連〉
16/12/16	-	微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス) ◎ 3
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	厚 農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/5/22	厚	添加物 サッカリンカルシウム
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 (アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、トリメトプリム) ☆
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品／飼料添加物 タイロシン☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆
18/11/6	厚 農	動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、ドキシサイクリン☆、リンコマイシン☆
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆
19/ 3/ 6	厚	農薬 プロパルギット<一部☆>、アラクロール☆、エトフメセート☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ナラシン☆、モネンシン☆ 2
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、スルファジメトキシ☆、スルファモノメトキシ☆ 3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆ 2
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆ 2
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆ 4
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆ 1
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルトetraヒドロ葉酸カルシウム 2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、フルシラゾール<一部☆> 3
19/8/21	厚	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、ブプロフェジン<一部☆> 4
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆ 1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆> 2
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>、ブタクロール 3
19/10/30	厚	農薬 シヘキサチン、ジメタメリン<一部☆>、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆ 4
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆> 2
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、フルフェナセツ☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆ 4
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド 1
20/3/3	厚	農薬 1, 3-ジクロロプロペン<一部☆>、シクラニリド☆ 3
20/3/11	厚	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆ 7
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆ 4

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
20/4/1	厚	農薬 アラクロール	1
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚・農	動薬 トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)、トビシリン	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
20/9/9	厚	農薬 プロパクロール☆	1
20/9/12	厚	飼料添加物(抗菌性物質)アビラマイシン☆	1
21/1/20	厚	農薬 フラメピル＜一部☆＞	4
21/2/2	厚	遺伝子組換え食品等 NIA1718 株を利用して生産されたインベルターゼ	1
21/2/3	厚	農薬／動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料)	2
21/3/10	厚	動薬 セファズリン☆、ダノフロキサシン☆、ナナフロシン☆、ピランテル☆	4
21/3/10	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ビコザマイシン☆	1
21/3/19	-	オクラトキシンA◎、食品中のヒ素◎	2
21/3/24	厚	農薬 メトコナゾール、トリフルラリン＜一部☆＞、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	5
21/3/24	厚	動薬 アザペロン☆	2
21/3/24	厚	農薬／動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/6/9	厚	農薬 フェントエート<一部☆>	2
21/8/4	厚	農薬 ピリベンカルブ	1
21/10/6	厚・農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品・飼料)、乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(飼料)	3
21/10/27	厚	農薬 トリシクラゾール<一部☆>	2
21/11/20	厚	農薬 エタボキサム	1
21/11/20	厚・農	動薬 ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)	2
21/11/20	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)	1
21/12/1	厚・農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	6
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/18	消	特定保健用食品 トリグリティー※■、ミドルケア粉末スティック※■	2
22/1/25	厚	農薬 、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■、スピロジクロフェン<一部☆>■	6
22/2/16	厚	農薬 MCPA<一部☆>■、グリホサート<一部☆>■、ピリダベン<一部☆>■	6
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆	2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆、ジョサマイシン☆、チアムリン☆ (全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆(飼料添加物と共通の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会)	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■、まめちから大豆ペプチドしょうゆ※■	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆、アスパラギン☆、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆、アラニン☆、アルギニン☆、イノシトール☆、カルシフェロール☆、β-カロテン☆、クエン酸☆、グリシン☆、グルタミン☆、コバラミン☆、コリン☆＜農薬用途もあり＞、酒石酸☆、セリン☆、チアミン☆、チロシン☆、トウガラシ色素☆、トコフェロール☆、ナイアシン☆、乳酸☆＜農薬用途もあり＞、バリン☆、パントテン酸☆、ビオチン☆、ヒスチジン☆、ピリドキシン☆、マリーゴールド色素☆、メチオニン☆、メナジオン☆、葉酸☆、リボフラビン☆、レチノール☆、ロイシン☆ 35
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆ 1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆、ホスメット☆ 3
22/3/18	-	アルミニウム◎、トランス脂肪酸◎ 2
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆ 5
22/3/23	厚	動薬 アブラマイシン☆、セファロニウム☆、フルメキン☆(全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会) 3
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆(抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会) 2
22/4/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統■ 1
22/4/6	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(飼料)■ 1
22/4/16	厚	農薬 フルトリアホール＜一部☆＞■ 2
22/5/10	厚	添加物及び農薬 ピリメタニル＜一部☆＞■ 3
22/5/11	厚	農薬 γ-BHC(リンデン)☆、クロルデン☆、ヘプタクロル☆ 3
22/5/28	厚	農薬 フルフェナセト■ 2
22/6/8	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.3株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■ 1
22/6/15	厚	添加物 3-エチルピリジン 1
22/6/18	厚	農薬 エトフメセート■、テブフロキン■、ピラクロニル■、フルフェノクスロン■ 4
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆(全て飼) 4
22/7/5	厚 農	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統■ 2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/8/12	厚	農薬 アセタミプリド■、クレソキシムメチル＜一部☆＞■、クロラントラニリプロール■、クロルピリホス、スピロメシフェン■、チフルザミド、トリフロキシストロビン■、ピフェントリン■、ピリダリル、フルチアニル■、プロベナゾール＜一部☆＞、ハロキシホップ☆、メビンホス☆、ジカンバ＜一部☆＞■	17
22/8/13	農	農薬 ジカンバ(飼)＜一部☆＞■	2
22/8/16	厚	添加物 6,7-ジヒドロ-5-メチル-5 <i>H</i> -シクロペンタピラジン	1
22/9/10	厚	添加物 3-メチル-2-ブテナール	1
22/9/13	厚	農薬 サフルフェナシル■、シプロジニル＜一部☆＞、ビキサフェン■、フェンピラザミン■、メタアルデヒド■、メタラキシル及びメフェノキサム、クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリウム☆	13
22/9/13	厚	農薬(及び動薬) オキシロニック酸■	1
22/9/27	厚	農薬 キノクラミン＜一部☆＞、ジクロベニル＜一部☆＞、ジフェノコナゾール＜一部☆＞■、トリフルミゾール＜一部☆＞、DCIP☆、エトキシスルフロン☆、酸化フェンブタスズ☆	11
22/9/27	厚	農薬及び動薬 フェニトロチオン、フェノブカルブ	4
22/10/15	消	特定保健用食品 大人ダカラ※■	1
22/10/29	厚	添加物 <i>trans</i> -2-ペンテナール、イソキノリン	2
22/11/1	厚	遺伝子組換え食品等 BR151(pUAQ2)株を利用して生産された 6- α -グルカノトランスフェラーゼ■	1
22/11/12	厚	農薬 シアゾファミド■、シエノピラフェン■、シフルフェナミド■、チアクロプリド＜一部☆＞■、ファモキサドン＜一部☆＞■、フルジオキシニル■、イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ピリミジフェン☆、ビンクロゾリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	19
22/11/15	農	農薬 テルブホス(飼)☆	1
22/11/29	農	遺伝子組換え食品等 <i>E.coli</i> 組換え体利用による飼料添加物塩酸 L-リジン■	1
22/11/30	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ MS8 と除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネ RF3 と除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ RT73 からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性審査を経た旨の公表を行った 1 品種を除く。)■	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
22/12/10	厚	農薬 ミクロブタニル■、メタゾスルフロン■、アルドリン及びディルドリン☆、キザロホップエチル☆ 4
22/12/10	厚	農薬及び動薬 フルバリネート<一部☆>■、クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆ 8
22/12/10	厚 農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆<一部(飼)>、メトプレン☆<一部(飼)> 6
22/12/10	農	肥料 「熔成汚泥灰けい酸りん肥」の公定規格の設定、「熔成けい酸りん肥」の公定規格の変更、「化成肥料」の公定規格の変更 3
22/12/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(スイートコーン)■ 1
22/12/14	厚	かび毒 アフラトキシンM ₁ 1
22/12/14	農	かび毒 アフラトキシンB ₁ (飼料中) 1
23/1/17	農	農薬 アセフェート☆、グルホシネート☆、フェンチオン☆、ペンディメタリン☆<全て飼> 4
23/1/24	厚	農薬 スピロテトラマト■、シモキサニル<一部☆>、テブフェンピラド<一部☆>、フェンピロキシメート<一部☆>、プロシミドン<一部☆>、ホサロン<一部☆>、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆ 13
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆、ゲンタマイシン☆、スピラマイシン☆、セフロキシム☆<全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会>、フルニキシシ 5
23/2/10	厚	農薬 クロルフェナピル、テブコナゾール、メキシフェノジド、1-ナフタレン酢酸、カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆ 12
23/2/10	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル☆ 2
23/2/14	農	農薬 フィプロニル<飼><一部☆> 2
23/2/15	厚	添加物 (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物 1
23/2/22	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ HB119 系統(食品・飼料)、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統(食品・飼料) 4
23/2/22	厚	遺伝子組換え食品等 pCol 株を利用して生産されたプロテアーゼ 1
23/2/28	厚	添加物 アンモニウムイソバレレート 1
23/3/20	厚	食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること 1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
23/3/25	厚	農薬 シメコナゾール、シラフルオフエン、ピラフルフェンエチル、プロピザミド、メタフルミゾン、レピメクチン、キノメチオナート、エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、ブロモキシニル☆、マラチオン☆ 13
23/3/25	厚	動薬 ジミナゼン☆ 1
23/4/12	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統と除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■ 1
23/4/19	厚	添加物 β-apo-8'-カロテナール、カルミン、硫酸カリウム 3
23/4/21	厚	添加物及び農薬 フルジオキシニル※ 1
23/4/25	農	農薬 ブロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆ 2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、酢酸カルシウム、酸化カルシウム、クエン酸三エチル、イソプロパール 6

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム＜一部☆＞★	2
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
21/6/25～7/24	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆★	2
22/12/16～1/14	動薬 セファロニウム☆★	1
23/1/20～2/18	農薬 シクラニド☆★	1
23/2/3～3/4	農薬 ピリベンカルブ★	1
23/2/3～3/4	特定保健用食品 トリグリティー※■、ミドルケア粉末スティック※■★	2
23/3/3～3/18	飼料添加物 アビラマイシン☆★	1
23/3/31～4/29	添加物 (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物	1
23/3/31～4/29	農薬 アラクロール＜一部☆＞、ブタクロール、MCPA■	4
23/4/14～5/13	遺伝子組換え食品等 pCol 株を利用して生産されたプロテアーゼ	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成23年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/4/7	厚	動薬 プリフィニウム☆	1
23/4/7	厚 農	動薬 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン(ノビリス MGMS) ■	1
23/4/21	厚	添加物 <i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナール	1
23/4/21	厚	農薬 フェンブコナゾール■、フルオピコリド、ペノキスラム■	3
23/4/21	厚	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統■	1
23/4/21	消	新開発食品 リプレS※■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。□印は、厚生労働省からの評価要請のあった「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関して、緊急時の対応として検討結果を取りまとめたものであり、今後も継続して食品健康影響評価を行う。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚 農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針